

**議案第49号**

**鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件**

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例**

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「15,750円」を「16,100円」に改め、同号イ中「4,710円」を「4,820円」に改め、同項第2号イ中「9,440円」を「9,650円」に改め、同項第3号中「11,300円」を「11,550円」に改める。

第3条第2項中「5,840円」を「5,910円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

**（提案理由）**

鹿児島県工業技術センターの手数料及び使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。